

平成 22 年度第 2 回天塩町農業委員会総会議事録

招 集 年 月 日	平成 22 年 5 月 26 日 (水)		
招 集 場 所	天塩町役場 3 階委員会室		
開 閉 日 時 及 び 宣 告	開 会	平成 22 年 5 月 26 日(水) 午前 10 時 00 分	
	議 長	会長 笠 井 守	
	閉 会	平成 22 年 5 月 26 日(水) 午前 10 時 45 分	
	議 長	会長 笠 井 守	
応召招集委員 及び出席委員 並びに欠席委員 出席 8 名 欠席 3 名 (凡例) ○ 出席 ● 欠席	議席番号	氏 名	出欠別
	1	荒 瀬 誠	●
	2	利 木 正 春	○
	3	鈴 木 忠 和	○
	4	鹿 野 誠 一	●
	5	山 本 俊 栄	○
	6	佐 藤 博 幸	●
	7	奥 山 稔	○
	8	長 能 光 博	○
	9	後 藤 忍	○
	10	宍 戸 栄 一	○
	11	笠 井 守	○
議事録署名委員	議席番号	5 番 山 本 俊 栄 7 番 奥 山 稔	
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長	四十物 勇	
	総務係長	杉 澤 公 也	
	総務係主査	岩 花 英 樹	

平成22年度第2回天塩町農業委員会総会

議長 ただいまの出席委員は、 8 名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成22年度第2回天塩町農業委員会総会を開催します。

議長 これから本日の会議を開きます。

はじめに、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第15条第2項の規定により議長において

5番 山本俊栄君

7番 奥山稔君

を指名します。

次に、会期決定の件を議題といたします。

本総会の会期は、本日一日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

従って、本総会の会期は本日一日間と決定しました。

議長 次に、議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による計画書の決定について」を議題とします。

なお、案件の中に鹿野委員の案件と農協の案件それに議長である私の案件がありますので、農業委員会法第24条第1項の議事参与の制限に基づき、関係委員の退席を求めるとともに、私も退席することとし、議長を職務代理者であります穴戸委員と交替します。

議長 それでは、委員の利害に関する案件について事務局より内容の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による計画書の決定について」その内容をご説明申し上げます。

まず、委員の利害に関する案件より説明申し上げます。

利用権設定総括表をご覧ください。

1件目、整理番号2-5ですが から に貸し付けるものです。2件目、整理番号2-14ですが天塩町農協から に貸し付けるものです。3件目、整理番号2-15ですが から に貸し付けるものです。

なお、これらの案件は、貸借借期限が到来し、継続で貸借借を行うものとなっております。条件面には、ご覧のとおりとなっております。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 これより本件に対する質疑を行います。

全員 ありません。

議長 質問なしと認めます。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり決定されました。退席となっている関係委

員と笠井会長は席にお戻りください。

これより議長の職を笠井会長に委ねることとします。

議長 つづきまして、残りの案件について事務局より内容の説明を求めます。

事務局 それでは、残りの案件についてご説明申しあげます。

利用権設定総括表をご覧ください。

1 件目ですが、 から に貸し付けるものです。2 件目は、 から少数 勇に貸し付けるものです。3 件目は、 から に貸し付けるものです。4 件目は、 から に貸し付けるものです。5 件目は、 から に貸し付けるものです。6 件目は、 から に貸し付けるものです、7 件目は、 から に貸し付けるものです。8 件目は、 から に貸し付けるものです。9 件目は、 から に貸し付けるものです。10 件目は、 から に貸し付けるものです。11 件目は、 から に貸し付けるものです。12 件目は、 から に貸し付けるものです。13 件目は、 から に貸し付けるものです。14 件目は、 から に貸し付けるものです。15 件目は、 から に貸し付けるものです。16～17 件目は、 から に貸し付けるものです。18 件目は覚幸一男から に貸し付けるものです。19 件目は から に貸し付けるものです。20 件目は から に貸し付けるものです。21 件目は、 から に貸し付けるものです。22 件目は、 から に貸し付けるものです。23 件目は から に貸し付けるものです。24 件目は、 から に貸し付けるものです。

なお、新規ですが、総括表の整理番号 2-7、11、12、13、22、23 の案件となっております。また、整理番号 2-1 については、継続ですが、1 筆が新規で増える契約となり、整理番号 2-9 ですが、これも継続ですが、1 筆減の契約となっております。また、2-19 と 20 ですが、契約の中に期限が到来するものがあり、この機会に契約全体を見直しをするため、賃貸継続中のものを合意解約をし、再契約することとなったところです。その他については、賃貸借期限が到来し、継続で賃貸借を行うものとなっております。

なお、条件面については、ご覧の総括表のとおりとなっております。以上よろしくご審議賜りますよう、お願い申しあげます。

議長 これより本件に対する質疑を行います。

全員 ありません。

議長 質問なしと認めます。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり決定されました。

次に議案第 2 号「農地法第 5 条による許可申請について」を議題といたします。

事務局より内容の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました議案第2号「農地法第5条による許可申請について」ご説明申し上げます。

今回は2件の案件がありますが、1件目の案件よりご説明申し上げます。1件目の案件ですが、別記第4号様式 意見書の書式をご覧ください。

貸主は となっております。借主については、
となっております。土地については、字更岸3694番7他2筆となっており、転用面積については、19,604㎡となっております。転用目的は砂利採取で、工期は平成22年許可日より平成23年6月27日となっております。一時転用であり採取後は農地に復元することとなっております。

農地区分ですが、農振農用区域内農地であります。3年以内の一時転用であり、復元後は農地として活用するので問題ないと考えております。資力については、残高証明書の添付があるので問題ないと考えます。

また、これらの土地については、 が賃借しておりますが、採取部分について、合意解約が成立しております。

その他の区分については、ご覧のとおりとなっております。

総合意見としては、許可相当としております。

2件目の案件ですが、平成21年度第10回農業委員会総会にて決議した案件で、掘削の結果、砂利が無い状態であり、その計画を変更し、新たに、隣の土地を掘削しようとするものです。

それでは、別記第4号様式 意見書の書式をご覧ください。

貸主は、 となっております。借主については、

となっております。土地については、字更岸5764番1他5筆となっており、転用面積については、6,451㎡となっております。転用目的は砂利採取で工期は平成22年許可日より平成23年4月22日となっております。一時転用であり復元後は農地として活用するので問題ないと考えております。資力については、残高証明書の添付があるので問題ないと考えます。

その他の区分については、ご覧のとおりとなっております。

総合意見として、許可相当としております。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長 これより本件に対する質疑を行います。

全員 ありません。

議長 質問なしと認めます。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり決定されました。

以上で本総会に付された案件は全て終了しました。

お諮りします。これにて、本日の会議を閉会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

全員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

以上をもちまして閉会といたします。

平成22年5月26日

署名委員

(5 番) 山 本 俊 栄

(7 番) 奥 山 稔